

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷九第

行發日一月一十年八正大

## 論 說

特別課徴の課額の決定……………法學博士 神戸 正雄

社會の羈絆力(一)……………法學博士 財部 靜治

コールの大勞働組合論……………法學博士 河田 嗣郎

鷹山公とフリードリヒ大王の農政(二)……………法學博士 高岡 熊雄  
農學博士

明治の米價調節(三)……………法學士 本庄榮治郎

## 時事問題

勞働時間問題……………法學博士 戸田 海市

租稅收入の豫算見積を論ず……………法學博士 小川郷太郎

## 雜 錄

同盟怠業の道德的批判に就いて……………法學博士 河上 肇

サボタージユ是非……………法學博士 河田 嗣郎

サボタージユに對する私見……………法學博士 神戸 正雄

近世の日本(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

## サボタージュに對する私見

神戸 正雄

(一) 最近頻發した所のサボタージュは少からず我産業界を震撼した。此には由來、同盟罷業を認むる學者の中にも反對の見解を懷く人があり、社會運動の實際家の中にも之を避くべしとする人

があるに就きては、良く之を吟味して其當否を明にしなくてはならぬ。特に又此種の事は其が良かれ悪かれ、一度行ひ出すと、癖のやうになつて、今後何かにつけ之を繰返すやうになり勝である。で之が將來も續出するものとして豫め之に對する用意を爲さなくてはならぬ。

(二)

此サボタージを辯護する人は、此が現代の横暴なる資本家を苦しむるに最便利調法な方法で、階級闘争の爲めの巧妙なる一戦術と考ふる。特に現日本の如くトレードユニオンに依る同盟罷業の壓迫さるゝ事情の下には、單純に經濟上、労働者が資本家に對して、其條件を進めやうとするに就きても、避くべからざる手段であるといふのである。其れに資本家が一面には労働者の努力の結果を横奪し、更らに他方には消費者に對して生産及販賣上囁着手段を弄して私利を計つて居ることの少からぬ以上は、労働者がサボタージを行ふて、其爲め資本家を害し、消費者をも害することになつても、さう之を賣

むることは出来ない。此サボタージを止めさせなければならぬといへば前者をも止めさせなければならぬ。今日の經濟組織の下には、資本家の横奪が公認せられ、消費者に對しての囁着も可なり盛に行はれて居るといふ以上は、獨り労働者にのみサボタージの不道德を責むるは酷である。又假令其が一方からは不道德といひ得べきものとしても、階級闘争に依つて新なる、今日よりもより良き社會に進む過程として有功であるならば、其新社會の爲めには最大の道德的行爲を爲したることになる、といふのである。

(三)

併し私は此サボタージを如何なる意味にても推奨するを得ない。私は元來、階級闘争が假令必然起るものたるにしても、良きことではないと思ふ。私は社會の各員が努めて協調し共存することを最良きことと思ふ。闘争に依つて得らるべき社會が現在の社會よりもより良きものかにも疑を有つ。現在のが缺點あるにもせよ、得らるべき社會もが缺點あるものと思ふ。人々が調

争によりて此缺點あるものより他の缺點あるものに急ぐに及ばぬ。むしろ人々が出来ただけ協調し出来るだけお互に他人を理解し、他人の地位に同情を持つて進んで行くべきものである。常に道徳の命する所に従つて行動すべく、他人と争ふにしても、自己の權利を主張すると共に、他人の正當なる權利をも尊重しなければならぬ。他人が不當のことを爲したりとて、我も亦之を行ふといふことであつてはならぬ。他人が不道徳の事を爲すならば、我が其を指摘して叱責するは差支ない。併し其不道徳を倣ふには及ばない。又私は鬭争の後に得らるべき社會をより良き社會と認めぬから、尙更らに此不道徳的手段にて之に進まうといふのは宜しからずと思ふ。固よりサポタージにも色々あつて、陰險な手段で仕事に故障を起させたり、資本家の秘密を發いたりすることもあるが、此等は勿論不道徳的行爲である。そして怠業に至ては特に勞働者自らの人格を傷けること夥しい。仕事を怠けて而かも不相變或給料を得やうといふのは、

是れ自らの取るべからざるものを取らんとするもので確に不當である。安からう惡からうといふことがあつて、資本家の與ふる條件が不良であるから怠業するのが當然ともいふが、實際怠業の場合には此度を超えて居る。將來の得らるべき社會の少くとも一部の擔當者ともならうといふ勞働者が、今よりして斯かる人格の低き態度を持つやうでは、到底斯かる事業を大成することは出来ない。特に此怠業は一度解がつくと、別に問題の起らぬときにも、時々之をやつて資本家のみならず、社會一般にも不利を被らすことになる。同じく掛引手段としても、怠業よりは罷業の方が一層男らしくもあり、人格主義にも適ふ。此方は仕事もしないが、賃金も貰はず、賃金を得る以上は仕事を相當にすることに於て、正々堂々たる態度である。此も其結果、資本家、社會、否な加之、自らにも損害を及ぼすことにはなるが、人格主義に適ふ男らしき手段たる以上は、時に止むを得ざるものとして認めるの外はない。既に掛引手段として此が

ある以上は、一層好ましからざる方法は探らな  
いやうにしたい。

(四)

斯の如くサボタージュは避けらるゝだけ避けた  
い事であり、決して推奨すべからざるものであ  
るが、併し資本家が勞資關係につきての正當の  
理解を缺き、飽迄自らは暴利を貪つて相當なる  
配當を勞働者に對して吝む以上は、そして勞働  
者の勞働組合に依る同盟罷業の抑壓さるゝ以上  
は、已むを得ずして勞働者がサボタージュの手段  
に出づるので、洵に恕すべき惡事といはなけれ  
ばならぬ。サボタージュが怠業で濟めば、まだ良  
いが、もつと陰險な手段になるに至ては、資本  
家や社會は非常に困らなければならぬ。之を防  
ぐのには先以て勞働組合を認めて之を最穩健に  
發達するやうに導き、彼等をして已むを得ざる  
ときは精々同盟罷業に出でしめ、又此に出づる  
の道だけは開くことにすべきものと思ふ。もし  
て尙其上にも資本家が勞働者に對して最穩當な  
る態度を示すことにもなれば、サボタージュなど

はさう起るまじく、且つ國家の制度として公平  
なる仲裁々判所の設置もが之を防ぐ爲めには最  
望ましう。